

平成27年4月30日

関係各位

公益社団法人 日本年金数理人会

理事長 和田 貴一

能力判定試験の試験要領について

平成27年度実施の能力判定試験について試験要領を定めましたのでお知らせいたします。

なお、本試験は確定給付企業年金法施行規則第116条の2第1項において、年金数理人の知識要件として規定されているものです。

以上